

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 119):
コロナ対応新システム導入に関する NZ 政府発表

令和 3 年 10 月 22 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

本 22 日、アーダーン首相は記者会見を行い、以下を発表しました。

●今後、NZ 国内の全ての DHB(地域保健委員会)においてワクチン接種率(2 回目完了)が 90%に達したら、従来の国内警戒レベルシステムに代わる新システムを導入することとする。

●新システムは、「緑・オレンジ・赤」の3つのレベルから成る。いずれのレベルにおいても、ワクチン接種が完了していれば、経済活動、学校運営などが基本的に可能となる。

●全ての DHB において、ワクチン接種率(2 回目完了)が 90%に達した時に、全国一斉に新システムの「オレンジ」に移行する。なお、オークランドのみ、オークランドの3つの DHB において同 90%を達成したら、単独で新システムの「赤」に移行する。この他、南島についても、南島全ての DHB が同 90%を達成したら、南島のみ新システムに移行することを検討する。

【本文】

1. 10 月 22 日午前 10 時、アーダーン首相等が記者会見を行い、以下を発表しました。

(1)これまでの排除戦略はデルタ株の存在により困難に直面しているが、その一方で、ワクチンの存在により新たな対応が可能となった。

(2)今後、全ての DHB(注)においてワクチン接種率(2 回目完了)が 90%に達したら、従来の国内警戒レベルシステムに代わる新システム「COVID-19 Protection Framework」を導入することとする。

(3)新システムは、「緑・オレンジ・赤」の3つのレベルから成る。いずれのレベルにおいても、ワクチン接種が完了していれば、経済活動、学校運営などが基本的に可能となる。

(4)全ての DHB において、ワクチン接種率(2 回目完了)が 90%に達した時に、全国一斉に新システムの「オレンジ」に移行する。なお、オークランドのみ、オークランドの3つの DHB において同 90%を達成したら、単独で新システムの「赤」に移行する。この他、南島についても、南島全ての DHB が同 90%を達成したら、南島のみ新システムに移行することを検討する。

<首相発表全文>

<https://www.beehive.govt.nz/speech/covid-19-protection-framework>

(注)DHB「District Health Board(地域保健委員会)」とは、NZ の公的保健サービスの提供(公立病院の運営等)を担う組織。全国は 20 の DHB の管轄に分けられる。オークランドは、Auckland DHB, Waitemata DHB, Counties Manukau DHB の3つの DHB が所管している。ウェリントン市は Capital and Coast DHB、クライストチャーチは Canterbury DHB が所管している。その他の地域は、以下参照。

<DHB 管轄地図>

<https://www.health.govt.nz/new-zealand-health-system/key-health-sector-organisations-and-people/district-health-boards/location-boundaries-map>

2. 新システム「COVID-19 Protection Framework」概要

新システムの詳細は 11 月中旬に発表される予定です。今後変更などもあり得ますので、進展や変更がありましたら、領事メールにてお知らせします。

<COVID-19 Protection Framework 公式サイト>

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/covid-19-protection/>

(1)全体像

- ・新システムは、「緑・オレンジ・赤」の3つのレベルから成る。
- ・検査、接触記録(アプリ等)及び感染者の隔離措置は継続される。感染者が急増した場合は、地域限定のロックダウンがあり得る。広範囲のロックダウンの可能性も排除されない。
- ・レベルは、ワクチン接種率、医療逼迫の程度、感染状況の把握・拡大防止のキャパシティ等を考慮して決定する。
- ・ワクチン接種証明を要求するかは、多くの場合任意となる。但し、感染リスクが高いイベントについては、ワクチン接種証明が必須となる場合がある。
- ・すべてのレベルにおいて、ビジネス、小売店及び公共施設は、ワクチン接種者を対象に、基本的に営業できる。
- ・顧客にワクチン証明を要求しない場合は、営業に相当程度の制限が設けられる。また、オレンジや赤においては営業できない可能性がある。

(2)各レベルの概要

<緑>

- ・市中症例があるものの、感染の拡大は限定的で、医療が逼迫していない状況。
- ・公共施設、小売店、職場、幼稚園・保育園・学校に行くことができる。
- ・ワクチン接種証明があれば、レストラン・カフェ・バー等(ホスピタリティ業)、結婚式等の集会、各種イベント(屋内外を問わず)、美容院等(顧客との距離が近いサービス)、フィットネスに行くことができる。
- ・地域間移動は可能。

<オレンジ>

- ・市中感染の拡大が見られ、医療の逼迫が心配される状況。
- ・公共施設、小売店等はフィジカルディスタンス等が求められる。幼稚園・保育園・学校は保健上の対策をとった上で運営可能。通勤は可能。
- ・ワクチン接種証明があれば、レストラン・カフェ・バー等(ホスピタリティ業)、結婚式等の集会、各種イベント(屋内外を問わず)、美容院等(顧客との距離が近いサービス)、フィットネスに行くことができる。
- ・地域間移動は可能。

<赤>

- ・保健上のリスクの高い人を守るため、また医療の逼迫に対応するための行動が求められる状況。
- ・公共施設や小売店は、人数制限、フィジカルディスタンスが求められる。仕事はリモートワークが推奨される。幼稚園・保育園・学校(大学等高等教育機関を除く)は保健上の対策をとった上で運営可能。
- ・ワクチン証明を求めれば、人数制限やフィジカルディスタンスを求めた上で、レストラン・カフェ・バー等(ホスピタリティ業)、結婚式等の集会、各種イベント(屋内外を問わず)、フィットネスを運営可能。美容院等(顧客との距離が近いサービス)と大学等高等教育機関は、ワクチン接種証明に加え、一定の条件を満たせば運営可能。
- ・地域間移動に制限が設けられる。

3. ワクチン接種率

10月22日現在、NZにおけるワクチンの接種率は以下の通りです。

- ・NZ全体:1回目86%、2回目69%
- ・オークランド:1回目89%、2回目74%

<各地のワクチン接種率>

<https://covid19.govt.nz/alert-levels-and-updates/covid-19-data-and-statistics/covid-19-vaccination-rates-around-new-zealand/>

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧ください。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)